

子どもの権利に関する研修会

「子どもの権利が侵害されない社会に」

一緒に考えてみませんか。こどもの権利を大切にすること。子どもの権利擁護とは何か。

1989年に「子どもの権利条約」が国連で採択され、日本でも2023年に「こども基本法」が施行されました。鈴鹿市でも2025年に「鈴鹿市こども条例」が施行され、地域全体で子どもの権利を守る取り組みが進められています。

11月の「児童虐待防止推進月間」に、子どもNPO「空飛ぶスイミー」では、子ども虐待防止をテーマに研修会を開催します。虐待から子どもを守り、安心して自分らしく成長できる社会をつくるためには、子どもの声に耳を傾け、その権利と最善の利益を大切にすることが重要です。本研修では、「子どもの権利擁護」の視点から、「子どもの権利が侵害されない社会に」するために、私たち大人に何ができるのか、皆さまと一緒に考えたいと思います。子育て中の方、保育・教育関係者、地域で子どもを見守る方、そして、「子どもの権利を大切にしたい」と願うすべての市民の皆さまのご参加をお待ちしています。

日時：2026年 11月26日(木) 10時～11時30分 (受付9:45～)

会場：鈴鹿市男女共同参画センター（ジェフリーすずか） ホール

内容：「子どもの権利が侵害されない社会に」 弁護士 間宮 静香 氏

（講師紹介）

弁護士（愛知県弁護士会所属）。日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長、名古屋市子どもの権利擁護委員、こども家庭庁地域のこどもの相談救済機関に係わるモデル開発及びガイドライン策定に関する委託事業有識者等関係者会議委員、子どもの権利条約総合研究所副代表、愛知教育大学・愛知工業大学非常勤講師など。弁護士登録直後から少年事件や虐待事件など子どもの事件に携わり、現在は、こども家庭庁や自治体と連携したり、講演などをしながら、子どもの権利を保障する社会と文化の実現を目指している。編著に「子どもの権利をまもるスクールロイヤー」（風間書房）、共著に「子どもコミッショナーはなぜ必要か」（明石書店）、「子どもの権利ガイドブック」（明石書店）など。講演録として「子どもの権利条約を日常に紐付けして使える道具にする」（GAPセンター・JAPAN）。

**参加対象：子どもの権利を大切にしたいと考えているすべての鈴鹿市民の皆さま
放課後児童クラブ職員及び子ども子育て支援団体関係者等**

定 員：50名（先着順：メール、Facebook もしくは QR コードからお申込みください）

参加費：無料

◆ お 申 込 み

メール（kosodate21suzuka@hotmail.com）、facebook「空飛ぶスイミー」、QRコード（お名前・所属・連絡先）をお知らせください。



申込み QR コード

◆ 主 催：子ども NPO「空飛ぶスイミー」